

監査報告書

令和4年5月26日

社会福祉法人花輪ふくし会
理事長 松浦 勉 殿

監事 黒澤 浩三 

監事 北村幸男 

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人あすの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

令和3年度決算監査に係る監事意見書

1. 新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスへの感染予防については、本部および各事業所等が連携し且つ役職員が一体となって感染リスクの軽減に取組み、大きな成果を上げていることに対し心から感謝とお礼を申し上げます。

しかし、現在の新規感染者数は昨夏のピークよりも高い状況が続き、リバウンドの可能性も懸念される旨、新型コロナ感染症対策分科会(第15回)で報告されているところです。

つきましては引き続き利用者の安心安全を確保するため、最善の取組みをお願いします。

2. 1 on 1 ミーティングについて

1 on 1 ミーティングについては、中長期基本計画の人材育成の一環として、職場内の信頼関係構築、働き甲斐の醸成などを目的に令和3年度から開始しています。また法人本部もこの支援のため令和3年4月から8月まで計9回専門研修を開催し、延べ110人の職員が受講しています。

然るに一部の事業所等の取組みは、未だ何をどうすればいいかなど、十分浸透しているとは言い難い状況となっています。

つきましては最初から大上段に構えず、身近な題材から始めてはどうでしょうか。ある事業所ではこれまでの「PDCA」から、やってみて考える「DCAP」に舵を切る動きが見られます。先ずは行動すべきではと考えます。職場内(職員間を含む)のより強固な信頼関係の構築こそ、利用者サービスの向上に資するものだと思います。適正な実施を望みます。

3. その他

軽微な事務処理の不備につきましては都度監査会場にて訂正等をお願いしていますので、併せて対応下さるようお願いします。

以上

社会福祉法人花輪ふくし会

監事 黒澤 隆三
監事 水谷千尋